

大日本印刷健康保険組合
電子計算機処理データ保護管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、大日本印刷健康保険組合（以下「組合」という。）における電子計算機処理に係るデータの保護及び管理について、管理体制、管理方法その他必要な事項を定めることにより、データの漏えい、滅失、毀損等（以下「滅失等」という。）の防止を図るとともに、個人情報保護の徹底を図り、もって適正な事務処理に資する事を目的とする。

(対象とするデータ等)

第2条 この規程で、保護及び管理の対象とするものは、個人、組合に関し外部に漏れることを適当としないデータ、又は事故等が発生した場合、その復元等が著しく困難となるおそれのあるデータで、次に掲げるものに記録されているもの並びにシステム設計書、オペレーション手順書、プログラム説明書及びコードブック等（以下「ドキュメント」という。）とする。

- (1) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する媒体（以下「媒体」という。）
- (2) 入力用原票及び出力帳票等（以下併せて「入出力帳票」という。）

第2章 管 理 体 制

(データ保護管理者)

第3条 組合にデータ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

- 2 保護管理者は個人情報取扱責任者とし、保護管理者は、本規程の定めによるほか、個人情報保護管理規程及び関連規程の定めるところにより、その処理するデータを適正に管理しなければならない。

(データ保護担当者)

第4条 組合にデータ保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者が指定する。
- 3 保護担当者は、保護管理者の指示のもとに部下職員を指揮監督し、データの保護及び管理に関する事務を処理する。

(オペレーター)

第5条 保護管理者は、予め電子計算機を操作する者（以下「オペレーター」という。）を指定しなければならない。

(データ保護管理者の責務)

第6条 データ保護管理者は、電子計算機処理の適正利用の維持管理を目的として、オペレーターに対し、次の各号について調査を行うことができる。

- (1) オペレーターが送受信した電子メールの履歴及び内容
- (2) オペレーターがインターネットへアクセスした履歴及び内容
- (3) その他、オペレーターが利用・作成した電子計算機処理の履歴及び内容

2 データ保護管理者が行う前項の利用者に対する調査は、不正利用が行われた場合、またはその疑いが見込まれる場合等に限り行うこととし、善良なるオペレーターに配慮し、慎重に対応しなければならない。また、調査の実施に当たっては、その目的、理由をオペレーターに明示しなければならない。

(オペレーターの責務)

第7条 オペレーターは、業務処理の遂行を目的として法律及び個人情報保護管理規程並びに関連規程を遵守し、倫理にかなった方法で業務システムを利用しなければならない。また、オペレーターは、当健康保険組合の業務に無関係な目的で電子計算機を利用したり、許可なくインターネット上の有料サイトを利用するなどの行為を行ってはならない。さらに、オペレーターは、データ保護管理者から要請があった場合、前条第1項に定める調査に協力しなければならない。

2 オペレーターは、付与されたユーザIDを他人に貸与してはならない。また、他者のユーザID及びパスワードを不正に使用してはならない。

3 オペレーターは、次の各号に定める情報を電子メール及びインターネット上で発信・公開してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 性的な画像や文章
- (3) 差別的なもの
- (4) 虚偽のもの
- (5) 著作権を侵害するもの
- (6) 他者の財産を侵害するおそれのあるもの
- (7) 名誉・信用を傷つけるおそれのあるもの
- (8) 他者のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (9) 特段の定めのない個人情報に関するもの
- (10) 組合の信用・品位を傷つけるおそれのあるもの

第3章 データの管理

(入出力帳票及び媒体の管理)

第8条 入力用原票及び媒体（次条に規定するものを除く。以下本条において同じ。）は、その受入れに際して必要な確認措置を講じ、これを記録するとともに、処理後は直ちに所定の場所への格納又は廃棄の措置を講じなければならない。

- 2 出力帳票及び媒体の保管に当たっては、相手方、種類、数量等を確認し、記録しなければならない。
- 3 出力帳票及び媒体の引き渡しに当たっては、相手方、種類、数量等を確認し、記録しなければならない。
- 4 入出力帳票及び媒体の搬送に当たっては、厳重な包装を行う等、滅失等を防止する措置を講じなければならない。
- 5 入出力帳票及び媒体を廃棄する場合には、焼却その他確実な措置を講ずるとともにその旨を記録しなければならない。

(マスターファイルの管理)

第9条 磁気テープ、磁気ディスク等のうちマスターファイル及びこれに準ずる重要なファイル（以下「マスターファイル」という。）の授受及び保管に当たっては、必要な事項を記録しなければならない。

- 2 マスターファイルは、所定の場所に格納して保管するとともに、その保管庫からの入出庫は、原則として保護担当者が取り扱うものとする。
- 3 保護担当者は、その指定する者にマスターファイルの保管庫からの入出庫を行わせることができる。
- 4 マスターファイルのうち、データの滅失等が生じた場合に復元が困難なものとして、保護管理者が指定するものについては、予備ファイルを作成し、保管設備に隔離保管するものとする。この場合において、その保管を外部に委託する場合には、授受の確認、保管方法等、データの滅失等を防止するため、機密保持、損害賠償、業務処理状況の検査、再委託の禁止等必要な事項を記載した委託契約書を締結するものとする。
- 5 マスターファイルを複製、又は外部に持ち出す場合は、保護管理者の許可を得なければならない。
- 6 マスターファイルのデータの複製、クリーニング等に当たっては、データの滅失等を生ずることのないよう十分注意しなければならない。
- 7 マスターファイルの傷害の有無等については、定期的又は随時に、点検等を行い、その結果を記録しなければならない。
- 8 保護管理者は、マスターファイルの重大な傷害につき報告を受けた場合は、速やかにその状況につき調査し、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 ドキュメントの管理

(ドキュメントの指定及び保管)

第10条 保護管理者は、ドキュメントのうち外部に知られることを適当としないものを指定するものとする。

- 2 ドキュメントは、所定の場所に格納して保管しなければならない。
- 3 ドキュメントを複製し、又は外部に持ち出す場合には、保護管理者の許可を得なければ

ばならない。

第5章 電子計算機の運用及び管理

(電子計算機の管理)

第11条 電子計算機（端末機を含む。次条において同じ。）の管理は保護担当者が行うものとする。

(電子計算機の運用)

第12条 電子計算機の運用は、保護管理者の指定を受けた保護担当者又はオペレーターが行い、運用の内容を記録するものとする。

第6章 電子計算機及びマスターファイル等の保管施設の管理及び保安

(入退室の管理)

第13条 電子計算機及びマスターファイル等の保管施設へは、保護管理者の指定を受けたものを除き、立ち入ることはできない。

2 指定された者以外の者の立ち入りについては、保護管理者の許可を得なければならない。

3 保護管理者は、電子計算機室及びマスターファイル等の保管施設への部外者の立ち入りに当たって、保護担当者等の立会等必要な措置を講ずるものとする。

(保安措置)

第14条 保護管理者は、火災その他の災害及び盗難に備えて、電子計算機室及びマスターファイル等の保管施設に必要な保安装置を講ずるものとする。

(事故発生時の対策)

第15条 保護管理者は、事故発生時の対策についての手続きを定めるとともに、その内容を保護担当者等に徹底しなければならない。

2 保護管理者は、事故が発生した場合、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講ずるものとする。

第7章 委託及びデータの提供

(業務の委託)

第16条 データの処理を外部に委託する場合には、次に掲げる事項を規定した委託契約書を締結しなければならない。

(1) 契約の相手方に対する善良なる管理者の注意義務の遵守

- (2) 契約の相手方及び従業員に対する知り得た事実の漏えいの禁止
- (3) 再委託の禁止
- (4) 契約条項に違反した場合の契約解除及び損害賠償請求
- (5) マスターファイル、入出力帳票等の授受の手続き、搬送の方法及び保管方法、その他のデータの滅失やコンピュータウイルス感染等を防止するため必要な事項
(派遣要員の指導)

第17条 保護管理者は、電子計算機処理に関し、要員の派遣を受ける場合には、必要に応じ、派遣企業の責任者及び本人の双方から秘密保持等、データの適正な取り扱いに関する契約書等を提出させるものとする。

(データの提供)

第18条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、組合の外部に提供してはならない。

- (1) 法令の規定に基づく場合
- (2) 理事長が特に認めて承認した場合
- (3) データをその本来の使用目的の範囲内で、行政機関その他これに準ずる公的機関に提供する場合であって、データの滅失等を生ずるおそれがないものとして、保護管理者が承認した場合。
- (4) 本人（法人を含む。）又はその家族等、データの提供を受けるにつき、正当な理由を有する者からの照会に対し、相手方を確認した上で、その者に係るデータを提供する場合

第8章 補 則

(補則)

第19条 この規定に定めるものの他、電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関し、必要な事項は、保護管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年年4月1日から施行する。

平成4年4月1日から施行の大日本印刷健康保険組合電子計算機処理データ保護管理規程はこの規程の施行と同時に廃止する。